

○財務省告示第二百九十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年九月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百六十八回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

・別債行争非者特国札非 入価法入
 第参市及入価・別債発競 札格決
 II加場び札格第参市行争 発競定
 非者特国発競I加場入 行争の

込募各割各当も各
 み限度債市ての申
 の度債市ての申
 応額の場特。応のう
 募額の範別募額を案分
 を囲参加者おいて各
 割りにおいて各
 りに。各
 当おいて各
 てる。各
 。各
 申

争市る参てしび価一を場で競競とて価
 入場も加、た、格国、を、あ争争とて格
 札特の者、後、競債、を、定、つ入入する得格
 発行参加者、に、格、市、め、別、参、と、札、札、も、れ、募
 一、者、に、に、争、入、も、加、、財、同、行、に、の、る、入
 と、行、に、に、入、札、の、者、と、務、時、一、よ、格、に、額
 い、第、行、に、に、札、の、に、と、に、大、に、い、の、発、を、り
 う、II、下、一、を、を、行、行、に、行、わ、れ、る、入、札、で、あ、つ、を、及、非、I、下、額、市、札、格、非、格、し

十 十 十 十 十 十 十 十
 九 八 七 六 五 四 三 二

払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 金 期 利 期
 日 加 支 額 限 子 以

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
 期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

平 財 日 額 平 利 て を 毎
 成 務 本 面 成 子 、 支 年
 二 大 銀 金 三 を そ 払 三
 十 臣 行 額 十 支 の 期 月
 八 か 百 年 払 う 。 前 し 十
 年 通 円 に 月 。 六 各 日
 九 知 を づ 十 月 間 に 支 及
 月 受 百 五 日 属 す お び
 十 け 円 日 間 に 属 す お 九
 五 け 百 日 間 に 属 す お 月
 日 者 円 日 間 に 属 す お 十
 日 者 円 日 間 に 属 す お 五
 日 者 円 日 間 に 属 す お 日

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

規 下 は 期 た 期 平 年
 定 、 、 が 金 と 成 ○
 す 次 そ の 銀 を し 二 ・
 る 号 の 行 を 支 十 一
 期 及 翌 休 払 の 九 パ
 日 び 業 業 日 算 年 ー
 に 第 日 に 式 三 セ
 つ 十 五 支 だ 月 十
 い 五 日 払 だ 十 五
 て 号 に 払 だ し 日 日
 同 にお 払 だ し 算 支
 じ いて 払 だ し 算 支
 。 いて 払 だ し 算 支
 。 いて 払 だ し 算 支